

【件名】

山崎家書院・茶室学術調査結果及び今後の取組の方向性について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

山崎家書院・茶室（以下「離れ」という。）について、令和7年度に今後の文化財としての取扱いや修復工事を見据え、現況や劣化状況、文化財的価値把握のための資料作成を目的として学術調査を行った。この学術調査の結果及び今後の取組の方向性について、以下のとおり報告する。

1 学術調査実施に至る経緯

「離れ」は、江古田村の名主家であった山崎家の屋敷において、母屋に対して設けられた書院・茶室からなる建物である（写真1）。昭和59年（1984）に山崎家八代目当主の山崎喜作氏から什器や調度品類とともに寄贈を受け、中野区立歴史民俗資料館の庭園内に所在している。建築は天保12年（1841）とされ、区内に所在する数少ない江戸時代に建築された建物の一つであるが、区の文化財として登録や指定はされていない。寄贈時には建物の概要調査が、平成16年度（2004）には屋根等一部修理工事（以下単に「修理工事」という。）が実施されたが、現況を反映した図面類は存在しておらず、現在も劣化が進行している状態である。そのため、「離れ」については春季と秋季の庭園公開時であっても、屋外からのみの観覧としている。

このような状況を鑑み、「離れ」についての今後の取扱いについて区文化財保護審議会に報告を行ったところ、改めて現況や文化財的価値の所在について明らかにする必要がある旨の意見があったことから学術調査を行ったものである。



写真1 山崎家「離れ」

2 学術調査業務内容

本調査では、測量・実測調査に基づく敷地配置図や平・立・断面図（図1）の作成、各部の目視による劣化状況調査、不陸・傾き等の計測、改修履歴等の仕様調査等を行った。また、調査成果に基づく修理の緊急性に係る検討や、学識者2名に対する意見聴取を実施し、報告書を作成した。

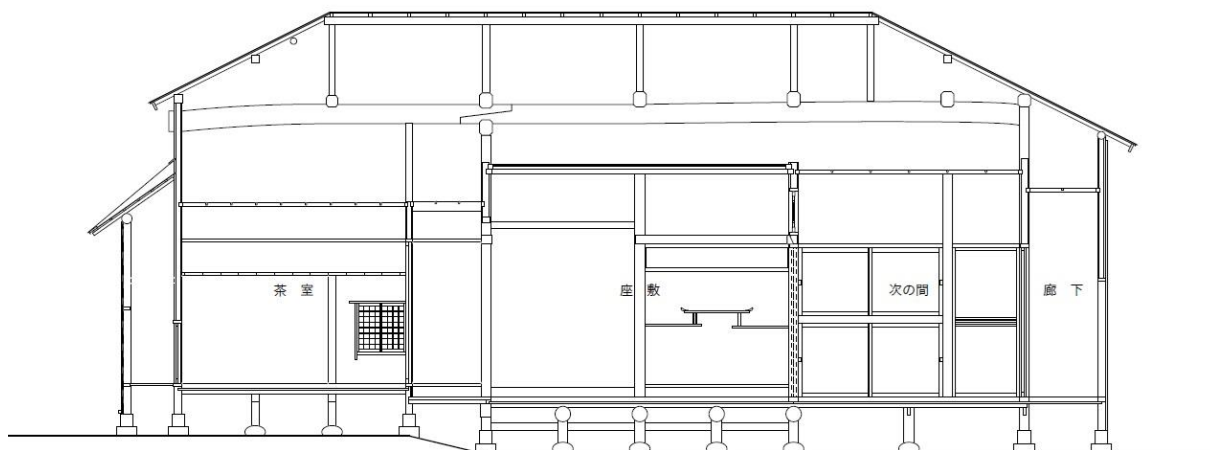


図1 桁行断面図

3 各部の様子

(1) 現況の仕様について

「離れ」は木造平家建ての真壁造りで、間取りは東から六畳間（「次の間」）、八畳間（「座敷」）、六畳間（「茶室」）となっている（図1）。屋根は、修理工事により棧瓦葺きから板金葺きに改修されている。外壁は、南面及び西面は下見板張りだが、北面及び東面は波板で覆われている状態である。

(2) 各部の劣化・破損状況について

修理工事では、建物の揚屋、新たな基礎の構築、土台や床束の交換、腐朽した柱脚部の根継補修、屋根の葺き替え等が行われた。そのため、修理工事以前に発生した雨染みの痕跡（写真2）は残存しているが、修理工事以降には新たな雨漏りや小屋組・床組等の腐朽・破損は確認されていない。一方、修理工事の際に、可能な範囲での不陸修正がなされていると考えられるが、現状は建物の主要部において最大で13mmの沈下が見られる。また、柱も傾斜していることが確認されており、建物全体に歪みが生じていることから、柱と壁の間が乖離している箇所が見られる（写真3）。歪みの



写真2 天井及び垂壁の雨染み



写真3 壁面の乖離

解消には壁面の解体が必要となるため、修理工事の際に現状のままとしたと考えられる。

（３）意匠等について

各室の内観は写真４及び写真５のとおりである。「座敷」は、床の間等には上質な部材が使われ、違い棚は中央を一段高くした清楼棚、「座敷」と「次の間」の間の引違い板戸（現在は歴史民俗資料館に収蔵）には、唐子遊戯図（写真６）が施されている。建具の引手や欄間には山崎家の家紋である橘紋が施されており（写真７）、細部にも装飾が見られるなど、格調高さが際立っている。

「次の間」は、「座敷」と比較すると装飾等も少なく、格式に差があるが、「座敷」同様上質な部材が使われており、押入等の引手には家紋が入っていることから、「座敷」に対する「次の間」としての機能をうかがわせる。

「茶室」は、区に寄贈されるまでの間に茶室風のしつらえに改修されており、当初からの仕様の変遷等を追うことは困難である。



写真４ 「座敷」・「次の間」 内観



写真５ 「茶室」 内観



写真６ 引違い板戸（唐子遊戯図）



写真７ 建具引手

４ 調査成果を踏まえた今後の取組みの方向性

「離れ」は江古田村の名主によって建てられた江戸後期の建築で、小屋組等に残された痕跡から建築当初の規模が現在も維持されていると考えられる。「座敷」や「次の間」は武家や名主家の屋敷としてよく見られる書院造で、当初の部材も比較的よく残っており、落ち着いた上質なしつらえとなっている。こうした点から、要人を招くことを想定して建築されたと考えられ、名主家の生活文化の一端を知る上で貴重な建築物であり文化財的価値は高いと評価できる。

その一方、「離れ」全体の劣化状況は著しく、各所で破損や劣化が進行しているため、文化財的価値の低下を防ぐためには、より詳細を把握するための解体調査や早

期の耐震診断による安全性の検討を行い、保存と活用を見据えた修復を行う必要がある。なお、今回学術調査を実施した「離れ」のみを修復し、維持管理、活用を計画するのではなく、庭園や敷地内の他の建物（「離れ」東側に建つ洋館や北側にある蔵等）と併せて総合的な歴史的景観として保存活用していく方法や整備の方針を今後検討していく必要がある。

5 今後の予定

令和8年度

「離れ」の区文化財への登録又は指定

令和9年度以降

敷地全体の基本計画・保存活用計画の策定

基本設計

実施設計

修復工事